

**令和2年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進
催事に係るプロモーション企画及び運営業務の委託仕様書**

(公財)東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という)では、伝統工芸の技術を活かしながら、東京の伝統工芸品職人とデザイナー等が1年間の共同制作により新しい商品を開発する「商品開発」と、その翌年以降の2年間、開発商品等を広く国内外にPRするとともに、テストマーケティング等を通じて商品の改善や販路開拓等を支援していく「普及促進」を両輪とする「東京手仕事」プロジェクトを実施している。

当業務委託は、「東京手仕事」プロジェクトの商品を販売し認知度を高めるべく、開催される催事に係る運営管理及び展示装飾並びにその売り場のプロモーション等を行うものである。

尚、当業務委託履行については、以下に掲載する当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること。

「東京手仕事」公式サイト

ブランドサイト : <https://tokyoteshigoto.tokyo/>

参加事業者サイト : <http://tokyo-craft.jp/>

1. 催事概要

別紙1のとおり

2. 業務委託内容詳細

① プロモーション 業務委託内容

(1) 催事案内ページ (WEB ページ) の制作

- ・催事案内のページを製作し、下記の要件を満たすサイトのトップ画面で 催事開催前から期間中掲載すること。
- ・掲載するサイトは公社と協議の上、決定するものとする。

【掲載サイトが満たすべき要件】

- ・直近6ヶ月以内の各月において、月間 PV が、4,500 万 PV 以上あること。
- ・WEB サイトだけでなく、選定した媒体独自のアプリでも閲覧可能になっていること。
- ・コンバージョンの目安として、有料のワークショップや体験型イベント等の成約実績があるサイトであること。
- ・本催事以外にも、過去及び将来にターゲット向け情報発信を行うものであること。
- ・首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に居住又は勤務する30代の女性会員数が100万人以上いること。

(2) 個別イベント案内ページ (WEB サイト) の制作及び申し込み受付業務

- ・2.① (1) の催事案内ページに、個別イベントの案内及び申込受付するための WEB ペ

ージの制作業務を行うこと。WEB ページ制作にあたっては、公社が支給するイベント原稿をもとに、ターゲット顧客の特性に合わせた修正案等を提案すること。

- ・ 申込受付後、決済業務を行うこと。決済業務は、インターネットで完結できる方式（クレジットカード決済等）にて行うこと。
- ・ 徴収した金額について公社に報告し、その後、全額を公社が指定する口座に振り込むこと。振り込みは、契約期間終了後、遅滞なく支払うものとする。
- ・ 申込情報は、表計算ソフト等で取りまとめて、イベント開催前々営業日（公社の営業日を基準とする）までに電子媒体で報告すること。

(3) 公社イベント単独の内容で、ターゲット向けメール配信業務

下記要件を満たすメールマガジンで、催事開催を知らせること。当該メールは公社独占の内容とすること。メールマガジンは公社と協議の上、決定するものとする。

【メールマガジンが満たすべき要件】

- ・ 本催事以外にも、過去から 30 代の女性をメインターゲットとして情報発信を行ってきたものであること。
- ・ 首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に居住又は勤務する 30 代の女性会員数が 100 万人以上いること。
- ・ 配信先リストから、エンターテイメントやイベントに興味のある方に絞り込み後、10 万人以上にメール配信できること。

② イベントの企画及び実施

「東京手仕事」プロジェクトのブランド及び支援商品の認知度向上、普及促進と目的としてイベントを開催すること。

(1) 飲食店等とのコラボレーション

- ・ 販売促進に繋がるよう催事開催場所近隣の飲食店や小売店舗等とのコラボレーションを企画し実施すること。(2 施設)

事例：支援商品を使用したレストラン、ホテル等でのディナーや試飲会の実施

(2) インフルエンサーによる情報配信

- ・ 伝統工芸品に造詣が深く、30 歳代女性でライフスタイルに興味を持ちインテリア小物が好きなフォロワーが 1 万人以上ついており、自ら情報発信できる人物により SNS 情報配信すること。(西武渋谷店 2 回、大丸東京店 1 回)

事例：支援商品を利用した生活シーンを紹介する。

催事会場で製作体験等するところを紹介する。

- ・ インフルエンサーの体験レポートを 2.① (1) の催事案内ページに催事期間中、2 週間以上記事掲載すること。

3. 暴力団等排除に関する特約条項

別紙 3「暴力団等排除に関する特約事項」のとおり

4. 契約情報の公表

① 公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

② 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

③ 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

5. 再委託の取り扱い

(1) 受託者は、この仕様書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、公社と協議し、公社の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

6. 著作権等について

受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。

なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。

7. その他

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は公社と協議して決定する。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、イベント中止となった場合は、公社と協議の上、契約期間開始日からイベント中止の旨を受託者に通知するまでに発生した費用を精算するものとする。

■問い合わせ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社

TEL : 03-5680-4631